

早稲田大学大学院法学研究科

2019年1月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目「類似事実証拠の許容性と有罪を推認する過程
—イギリス控訴院判例の分析—」

申請者氏名 中川 武隆

主査	早稲田大学教授	博士（法学）（東京大学）	中村 民雄
	早稲田大学教授		小川 佳樹
	早稲田大学教授		酒巻 匡
	早稲田大学名誉教授	法学博士（早稲田大学）	田口 守一

中川武隆氏博士学位論文審査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程学生中川武隆氏は、早稲田大学学位規則第7条1項に基づき、2018年10月22日、その論文「類似事実証拠の許容性と有罪を推認する過程—イギリス控訴院判例の分析」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2019年1月12日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1. 本論文の構成と内容

(1) 本論文の構成

本論文は、犯罪事実の立証における類似事実証拠の許容性とそれを用いて有罪を推認する適切な過程に関するイギリス控訴院の諸判例を分析し、これを通して、2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003. 以下CJA2003と記し、その条文は法〇条と記す）以後の現在のイギリス法の状態を明らかにすることを主目的とする。副次的に日本の刑事訴訟における同様の問題に対する示唆を与えようとする。

本論文は、「第1章はじめに」において研究の目的と方法を示し、「第2章イギリスのコモン・ローにおける類似事実証拠の許容性」および「第3章アメリカにおける類似事実証拠の利用」で英米法圏での伝統的な立場を概観する。その立場を変革したイギリスのCJA2003は「第4章2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003）が定めた悪性格証拠（とくに類似事実証拠）の許容性に関するルール」において紹介し、「第5章許容された悪性格証拠の使用」では法施行の運用ガイドライン等を紹介する。

その後、本論文の核心をなす章が続く。「第6章類似事実証拠はなぜ有罪認定に役立つか」では、類似事実証拠の利用を認める根拠や認めることで生じる問題を論じた学説を整理する。ここから類似事実証拠の用い方の妥当性を見極める視点と妥当さの理由付けの諸論法をえ、それをもとに「第7章控訴院判決の分析その一（複数訴因間の利用を除く）」および「第8章控訴院判決の分析その二（複数訴因間の利用）」において、イギリスの控訴院判例（合計58件）にみられる類似事実証拠の許容性、それを用いた有罪推認のあり方、推認の適正さの理由付けを分析する。その結果を「第9章控訴院判決の分析の総括」でまとめる。

最後に、イギリスの制定法とその下での判例実務からえた知見をもとに、日本での同様の問題についていかに対処すべきかを論じる、「第10章我が国の事案における類似事実証拠による適切な推認過程、理由付け」および「第11章我が国における類似事実証拠の有効かつ適切な利用」が設けられている。

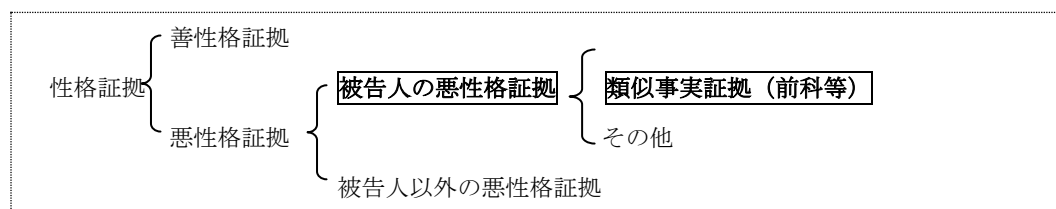
(2) 本論文の内容

第1章では、上記の研究目的が示され、それにこたえるために、伝統的な英米での悪性格証拠排除法則を確認したうえで、イギリスのCJA2003が同法則をいかに変更したのか、ま

たイギリスの現在の裁判実務では CJA2003 の規定はいかに適用されているのかを研究する方針が示される。イギリスの刑事裁判の実務的な頂点は、貴族院上訴委員会（2009 年以降は最高裁判所）ではなくて控訴院にあることから、控訴院判例を検討の素材とすることが述べられる。あわせて、英米の悪性格証拠法則（とくに類似事実証拠）に関する先行研究も概観されている。

第 2 章では、伝統的なイギリスの刑事証拠法における類似事実の扱いを確認している。まず性格証拠に関する諸概念の整理がなされる（表 1）。

表 1 性格証拠の概念分類



本論文では、検察が被告人の悪性格証拠のうちとくに類似事実証拠（前科等）を被告人の有罪の立証のために使用する局面を扱い、類似事実を有罪推認にいかにか用いることが妥当かに関心がおかれる。

CJA2003 制定以前のイギリス（コモンウェルス諸国含む）の法は次のように概観される。まず、Makin 判決（1893 年）は、性向推認(propensity inference)を禁止した。性向推認とは、類似事実(similar fact evidence)から性向を認定し、その性向自体から被告人が起訴事実を行った蓋然性が高まると推認することである（例：「1 年前、被告人は兄弟の一人を殺した」（類似事実）→「被告人は暴力的性格を有する」（性向認定）→「被告人は起訴された犯罪の被害者を殺害した」（性向推認）（本論文 17、32 頁））。その一方で、Makin 判決は、類似事実証拠は事件の争点と関連性がある場合には許容されると判断した。そして許容されるカテゴリーとして、起訴事実が計画されたものか事故かに関連性がある場合、被告人の防御に対して反証する場合を示した。Boardman 判決（1974 年）は、Makin 事件判示の性向推認の禁止と類似事実の一定の許容性は原則と例外の関係ではなくて、それぞれが独立の命題であると述べ、類似事実証拠を許容する要件として、類似事実と証明対象事実との間に「顕著な類似性(striking similarity)」が必要と判示した。ところが P 判決（1991 年）は逆に「顕著な類似性」を常に要求することは誤りであり、類似事実が持つ証明力とその採用による弊害との比較衡量から許容性を決定すべきと判示した。こうして判例法（コモン・ロー）上、類似事実証拠の許容性の判断基準が重層し、不明瞭になった。

第 3 章では、アメリカ法を概観する。アメリカの 1975 年連邦証拠規則では、性向推認の禁止を定める一方、類似事実証拠は一定の目的のためには許容されることを定め、動機、機会、意図、準備、計画、知識、同一性、錯誤の不在または偶然でないことなどを証明する目的では許容されるものとしている。そしてこの規則の運用指針を示した合衆国連邦最高裁判所の Huddleston 判決（1988 年）を紹介し、とりわけ類似事実証拠の証明力が不公正な偏見

の可能性を十分上回ることが必要であり、請求があれば、裁判官は陪審に対し当該証拠の利用が適正な目的に限定される旨説示すべきことなどを紹介する。この章ではさらにアメリカの証拠法の代表的著作によりながら、アメリカにおいて、性向推認（これは禁止される）とそれ以外の推認とが峻別されることを確認している。

第4章は、イギリス法に戻り、CJA2003 が定めた悪性格証拠（とくに類似事実証拠）の許容性ルールを整理する。同法は、不明瞭だった判例法（コモン・ロー）の悪性格証拠の許容性をめぐる諸準則を廃止し、類似事実証拠を原則的に許容する立場に転換した。そして、許容される入り口（gateway）をいくつか定めた。そのうち被告人に関する類似事実証拠の許容性ルールは、法101条1項d号が規定する（入り口dと呼ばれる）。すなわち、当該証拠が被告人と検察との間の重要な争点に関連性をもつことが要求される。ただし、当該証拠の許容が手続の公正を害するときは、請求に基づき、裁判官は当該証拠を排除しなければならない（法101条3項）。

本論文は、CJA2003 の内容紹介の後、同法施行直後に控訴院が Hanson 判決（2005年）において、事実審裁判官を指導するために、類似事実証拠の許容性とその使用について性向推認への注意を中心にガイドラインを示したことを紹介している。さらに副次的訴訟の回避についても控訴院が注意を促している点を述べている（すなわち、類似事実と争いがあると、その審理に多大な時間を要し、訴訟の中心的争点から陪審の注意をそらしうるので、この副次的訴訟の弊害が強く予測される場合には法101条3項を適用して証拠請求を棄却すべきと控訴院は指導している）。

第5章は、許容された悪性格証拠をいかに使うべきかについて、CJA2003 施行後のイギリスの実務を次のように紹介する。第一に、陪審に対する裁判官の説示の仕方を統制するガイドラインが判例や研修を通して示された。控訴院は判例を通して、検察の弱い主張を強化するために悪性格証拠を用いること、または陪審員の心に被告人への偏見を与えるために悪性格証拠を用いることは許されないと述べ、被告人の前科等の類似事実証拠に陪審が不当に頼りすぎないように説示すべきことを訓示した（Hanson 判決）。また、裁判官研修所（2016年に司法大学（Judicial College）と改称）は、裁判官が適切な説示を行うために裁判官の手引きを作成し、説示前に当事者間で協議すべきこと、それを書面化して陪審に示すことなどを勧めている。第二に、判例は、被告人の供述の信用性を弾劾する目的のための入り口（法101条1項g号）で許容された悪性格証拠を、被告人に関する類似事実証拠（同項d号の証拠）として有罪の認定に使用することはできないとすることで固まった。

第6章は、第7章以下の控訴院判例を分析する視座を得るために、類似事実証拠の扱いの適否を論じた学説を整理する。類似事実証拠の利用を肯定するレドメインは、犯罪統計を根拠に、特定の罪の前科がある被告人はそうした前科のない人に比べ同様の犯罪を行う可能性が高いゆえ（「比較的性向」）、前科は被告人の有罪認定のために証明力をもつと論じた。他方、ホーは、類似事実を有罪認定の証拠とすることは人間の自律性を尊重する倫理の観点から問題であると指摘し、他に有力な証拠がある場合に限り被告人の行為の説明として間接的に有罪の推認を支持する限度で類似事実を利用すべきだと主張した。いずれにせよ学説はほぼ一

致して、「他の証拠」と相まって類似事実証拠の証明力も高まることを認める（ウィリアムズ、ヘイマー、レドメインら）。本論文はまずこれらを確認している。

他方で本論文は、類似事実が性向推認以外の推認過程・理由付けにおいて用いられる場合もあることを指摘する。一例は、コモン・ローに古来ある「偶然の一致排除理論 (coincidence reasoning, doctrine of chances)」である。これは一定の状況下で、複数事件がすべて事故として発生する偶然の一致は不可能とする理由付けである。また、これに類する理由付けとしてバガリック説にも言及している。この説は類似事実証拠から被告人が属する特定行為を行う能力をもつ者のクラス（集合）を想定し、犯罪が異常で極端なほど被告人の属するクラスは限定され、かくして類似事実証拠は他の証拠と相まって被告人の有罪の立証に役立つとする論法である。こうした諸学説と判例法理を手がかりに、本論文は第7章以下の控訴院判例の分析視座を設定する。

①CJA2003 が公認した性向推認はどのような場合にどの程度行われているか。類似事実証拠との関係で「他の証拠」の果たす役割はどのようなものか。

②類似事実を利用する場合であっても、性向推認以外の理由付け（偶然の一致排除理論、その他の理由付け）を用いるか。

③（法101条3項にもとづく）類似事実証拠の排除がなされるのはどのような場合か、また類似事実証拠の使用の弊害を避ける努力が裁判官の説示と注意にいかにか現れているか。

第7章では、複数訴因間で類似事実証拠を利用した事案以外の事案について、分析する。(1)窃盗、強盗、子どもに対する性的暴行罪の事案では、類似事実証拠が個別の犯罪との関連性を示せば許容され、類似事実による性向推認も、直接証拠があるか相当十分な状況証拠があるとき（他の証拠が強力なとき）は許容され、他の証拠が弱いときや類似事実が起訴された事実と類似性が低いときは、法103条3項により類似事実の使用が排除されている。(2)上記(1)の類型以外の事案でも、起訴された犯罪の被害者、目撃者、被教唆者などの直接証拠の真実性・信用性を高めるために、類似事実証拠が許容され用いられる例がある。(3)被告人が正当防衛の防御を提出したとき、それへの反証のために類似事実から被告人の攻撃的性向を認定する例もある。(4)（麻薬・銃器等であること）の認識の認定にあたり、類似事実（前科）から性向を認定し被告人の認識を性向推認した例もあるが、むしろ性向推認を排除し、類似事実を認識の状況証拠として利用した例が多数である。(5)類似事実から被告人の性向を認定し、これを同定証言（当該犯罪を犯した者は被告人だとする証言）の真実性を補強するために利用する例が多数ある。

第8章では、複数訴因間で類似事実を利用する事案を扱い、次の分析がなされている。(1)複数告訴人の証言の訴因間での使用は偶然の一致排除理論の理由付けが用いられる。(2)複数告訴事件を併合審理する場合、1つの訴因の証拠が強い事件で有罪の認定が先行してなされた場合、その有罪を性向証拠として性向推認に使う例（性犯罪など）と、対比する罪に十分な類似性が認められる場合、1つの訴因の有罪であることを強力な状況証拠として使い、他の訴因の有罪認定に役立たせる例がある。(3)すべての訴因の証拠の全体的観察によって全事件

の犯人が同一人であることを証明することを介して起訴された事件の犯人が被告人であることを立証する場合（偶然の一致排除理論を根拠とする）や、全事件の状況証拠を全体的に観察して全事件につきその犯人が被告人であることを立証する場合がある。

第9章は、以上の判例分析の結果を第6章でたてた視座に対応させて整理する。第一に、視座③（類似事実証拠の使用が排除される場合の有無）に関しては、類似事実証拠については許容性よりもそれを用いた推認過程がむしろ控訴院の関心事となっている。実際、検討対象の58件の判例には、入り口d（重要な争点との関連性の要件）を理由に許容しなかったものはない。大部分の控訴院判例は、事実審裁判官の陪審への説示（とくに類似事実証拠をどのような推認過程・理由付けで有罪認定に使用してよいかの説明）の適正さに関するものである。

第二に、視座①（性向推認は、他の証拠との関係を考慮しつつ、どの場合にどの程度行われるか。）に回答するならば、(i)他の証拠が強い場合には類似事実証拠が採用されている。採用の理由付けは、類似事実証拠が直接証拠の真実性を支持する働きがあること、または偶然の一致排除理論である。(ii)被告人を犯人と同定する証言を支持する働きを類似事実証拠に認めた例もある。これを認めてよい根拠は偶然の一致排除理論またはバガリック説である。(iii)子どもに対する性犯罪の告訴人証言の真実性を支持する働きを類似事実証拠に認めた例もある。同種性犯罪の前科等を性向推認に利用した例も若干あるが、多くの例では、性向推認ではなく、パソコン内の子どもポルノ画像の所持などの事実から「子どもに対する性的関心」を立証し、これが告訴人証言の真実性を支持する働きをするとされた。理由付けは、偶然の一致排除理論によっている。(iv)窃盗罪の場合、状況証拠により強力な有罪の立証がなされた場合、その有罪証明を確実にする働きとして類似事実証拠が用いられている。この用い方は独立した性向推認として働く場合もありうるが、補充的働きであり偏見の害は少ない。(v)併合審理されている複数訴因の証拠を相互に利用する類型については、控訴院の判例は、同一人に対して、複数の者から（共謀などもなく）独立した告訴がなされ、その告訴事実が類似している場合、それが偶然の一致としてなされる可能性は低いから、一つの告訴証言は、他の告訴証言の真実性を支持するというものに固まった。偶然の一致排除理論を採用した理由付けである。

第三に、視座②（類似事実証拠から性向推認を行わない理由付け）に関しては、(i)偶然の一致排除理論による理由付けが、複数告訴人証言の真実性担保、同定証言の真実性担保、認識の認定、潔白の存在の主張の反証において類似事実証拠を用いる際に用いられている。(ii)バガリック説的理由付けをした例もある。(iii)次の(a)ないし(e)の事実を経由する理由付けで類似事実を状況証拠（間接事実）として使用したと考えられる例もある。(a)特定の性的関心を経由する場合。(b)銃器・ナイフとの関わり、銃器に関係する人間との関わりを経由する場合。(c)犯罪的ギャングの一員である場合。(d)コカインへの関心を経由する場合。(e)1件の訴因の犯人を被告人と認定することが、十分な類似性のある他の事件の訴因も同じ犯人によることを推認する強力な状況証拠となる場合。最後に、(iv)全体アプローチによる理由付けもある。すなわち、(a)（訴因ごとの考察ではいずれの訴因も被告人の有罪の認定は困難であるが）すべての訴因の状況証拠を全体的に考察して各訴因について被告人の有罪を認定する。(b)複数訴因の事

実および起訴されていない事件の事実を全体的に考察し、そこから共通する犯罪と犯罪発展のパターンを認定し、すべて同一犯人であると認定し、それが被告人であると認定する。理由付けは偶然の一致排除理論によっている。

以上にもとづき、本論文は次のように総括する。まず、CJA2003において性向推認が許容されたが、実際の判例では性向推認を行う場合は限定されている。むしろ独立した性向推認による理由付けを避けて、類似事実自体または類似事実から認定した性向を別の推認過程・理由付けにおいて使用する例が多い。ここから控訴院が安易に性向推認に依存することなく、適切な推認過程を探求していることが看取できる。一方で、盗みや性犯罪、麻薬関係犯罪等の性向推認に適した犯罪類型は存在し、それ以外の類型でも「他の証拠」が強力ないし圧倒的ならば性向推認の弊害は無視してよいため、性向推認が許されうる。しかし他方で、類似性の程度が高度でなく、性向の程度が強度でもない場合、性向推認の証明力は高くない。そのような場合、類似事実から性向を認定し、その性向から被告人の有罪の蓋然性を高めるとする性向推認をしても有罪認定の説得力は高まらず、かえって偏見の害が高まる。実際控訴院も、下級審が類似事実証拠を性向推認のための証拠として扱ったことを不適切とし、性向推認を経由しない理由付けを採用すべきだとしている。よって結論として、現在のイギリスにおいて独立した直接の性向推認が行われるのは、盗みや性犯罪等性向推認に適した犯罪類型とその他の事案では「他の証拠」が強力な場合に限られてきているといえるだろう。

次に、それゆえ CJA2003 がもたらした価値は、(α)許容性の要件を争点との関連性と定めて性向推認を許容したこと、(β)そのため、類似事実証拠に関する裁判所の関心の中心は、許容性の問題から、それをどのような推認過程・理由付けで有罪認定に使用するかの問題に移動したこと、(γ)許容された類似事実の使用を適切に行うため、裁判官の説示の重要性がよりクローズアップされ、控訴院が裁判官の行なった説示の適否を判断する過程で類似事実による推認過程の分析の検討が進みつつあること、といえるだろう。これは CJA2003 以前のコモン・ロー時代からすると、類似事実証拠に関する革命的变化であり、前記(β)(γ)について控訴院判例が果たした役割は大きい。また控訴院判例に見えるのは、公正さ (fairness) の概念が許容性判断において重要な役割を果たしていること、そして類似事実からの推認過程・理由付けは陪審の常識 (common sense) に基礎を置くものであることである。これらはまさにイギリス法の伝統的な特徴であり、それが根底にある。こう論じている。

第 10 章では、イギリスの控訴院判例の推認過程の分析から得られたところを活用して、我が国の諸判例 (平成 24 年判例、平成 25 年判例、昭和 41 年判例、和歌山毒カレー事件、連続練炭中毒死事件、鳥取連続不審死事件、手口類似強姦致傷事件、準急東海 4 号すり事件) を素材にして、各事案で、類似事実を有罪立証に有効適切に利用できる推認過程・理由付けを探求している。

最後の**第 11 章**では、まず我が国の刑事訴訟における類似事実証拠の活用が有益な場面もあるのではないかとの問題提起をする。たとえば、性犯罪事件における活用は認めうるのではないか。証拠物であっても悪性格証拠であることの意識は必要であるが、その適切な活用はあくまでも常識に基礎を置く必要があるだろう。また、DNA 鑑定のような強力な客観的

証拠がある場合でも、類似事実証拠の利用が必要である場合もありうるのではないか。こうした実務的な視点からの問題提起ののち、我が国の実務に以下の提言をしている。

(1) 類似事実証拠の許容性基準を性向推認の禁止原則に置くことは相当でない。CJA2003は、許容性の要件を重要な争点との関連性としつつ、性向推認を許容した。現実のイギリスの実務では許容性基準として重要な点の一つは「他の証拠」が相当程度強いことである。検察の主張・証拠が強くなければ、類似事実証拠を許容することは許されない。そのような場合は、無実の者を偏見により有罪とする危険があり、類似事実証拠の証明力よりもその利用による弊害が大きい。

(2) 類似事実証拠から有罪を推認する推認過程・理由付けの分析を各事案の状況に応じて適切に行う必要がある。これにより、初めて、類似事実証拠の適切な利用が可能となる。ここでも「他の証拠」が重要な意味を持つ。たとえば、直接証拠の信用性判断に補助証拠として働く場合がある。類似事実証拠から被告人の性向を認定しても、そこから性向推認によらない推認過程・理由付けによる場合もある。このような分析を行っていく結果、類似事実証拠から性向推認を経由する場合は限定的となる。性向推認に適した犯罪類型であることを前提に、「他の証拠」が強かつ弊害の少ないことが明らかな事案に限られる。

(3) 裁判員裁判を特別扱いする必要はない。ただし、推認過程・理由付けは具体的に裁判員に対し説明すべきであり、かつ前科等の類似事実証拠に対処する場合の注意・警告をすることが重要である。

(4) 副次的訴訟の弊害が生じるかどうかは、許容性判断の考慮要素となる。

2. 本論文の評価

(1) 評価すべき点

本論文の中核は、イギリス控訴院の判例の分析にある。まず、英米法研究の観点からは、本論文は次の二点で高く評価できる。第一は、イギリスの伝統的な判例法上のいわゆる悪性格証拠の禁止原則を廃止し、悪性格証拠を原則として許容した2003年刑事司法法について、これを前提としたその後の控訴院判例が必ずしも2003年法が当初に想定したような悪性格証拠による性向推認を全面的に展開するものではなかったことを実証的に明らかにした点である。すなわち、①判例の関心が、類似事実証拠に関する許容性の問題からこの証拠を利用した推認過程の問題へと移動し、裁判官による説示の内容が重視されるという判例の展開があったことを確認した。②性向推認に利用することが可能な類似事実証拠であっても、これを性向推認とは別の（例えば犯人と被告人との同定証言の証明力に関する間接証拠として利用する等の）推認過程がなされることが多いことなどを析出した。このようにイギリス判例法の最近の動向を的確に整理して我が国に紹介した点は高く評価されるべきである。

第二に、類似事実証拠による推認過程を、陪審に対する説示内容から読み取るという判例の研究手法も、独自の英米法研究の方法論として評価されるべきである。英米での判例法の研究は通常、判例が示す法理・法準則を特定することにあてられる。これに対して中川氏は、

事実の認定の着実さと事実から有罪・無罪を判断する推認過程に注目し、イギリスの控訴院判例を、事実認定を担当する第一審裁判官と陪審に対して、あるべき適切な事実認定と適切な推認過程を訓導した判決として読み、そこから類似事実証拠を用いた適正な推認過程と理由付けを各種抽出することに成功している。これが独創的にして本論文の目的に合致した読解・分析方法であって、英米法研究としての本論文の白眉をなしている。この点は中川氏の長年の刑事裁判官としての実務経験が存分に生かされた点でもある。

次に、本論文は比較法研究の観点からも、とくに性向推認の可否など我が国でも同様に生じる問題をめぐる実務と学説に再考を迫る根拠と契機を提供する業績として、高く評価できる。すなわち、本論文は、イギリス控訴院判例の分析を踏まえて、日本の最高裁判所の平成24年判例（最二判平成24年9月7日刑集66巻9号907頁）の事案について「状況証拠による証明をより強化する意味で、類似事実を内容とする前科を使用してよいか」（本論文138頁）という問題設定も考えられるとした上で、判旨は、顕著な特徴も相当程度の類似性も認められないと認定された当該事案についての結論を導くための理由であり、「一般的に、性向推認の禁止の判断が判例として拘束力を持つものではない」（同153頁）と論じている。こうして本論文は、我が国の学説において従来一般に、性向推認は認められないとされ、平成24年判例および平成25年判例もそのような趣旨のものとして解されてきたことに疑問の一石を投げ、類似事実証拠につき、間接証拠としての利用可能性、性向推認としての利用可能性、さらに偶然の一致の排除理論のもとでの利用可能性などを析出することで、類似事実証拠の許容性の判断基準を再構成し、かつ性向推認も一定の条件で認められる余地があることを、イギリスおよび日本における具体的事案の検討を通じて論証している。この研究は、前科を含む類似事実証拠の許容性および性向推認の適用可能性について一つの明快な視点を提供したものであり、我が国の刑事裁判の実務と理論の今後の発展に向けて重要な貢献をしたものといえる。

（2）残された課題

しかしながら、本論文にも残された課題がある。第一に、本論文は、我が国の判例と実務に対する再考の契機を提供したにとどまる。日本の刑事訴訟法の論文としてさらに展開させるには、とくに平成24年判例および平成25年判例のもつ意義についての検討、そしてそれらと自説との関係についての説明をさらに加える必要がある。

第二に、本論文は、類似事実証拠の利用方法につき、それが性向推認を経由する利用なのか、性向推認を経由しない利用なのかを見極めることが重要だとしている。しかし日本法には陪審への説示の制度はなく、また、裁判員に対する説明や警告が評議の場でなされたとしても評議は非公開である。したがって、日本法における類似事実証拠の利用方法の分析については、日本法に即した手続が求められることとなろう。例えば、類似事実証拠の証拠申請に当たっては立証趣旨の明示がより強く要請され、当該証拠の利用方法が前もって明らかとされることが求められよう。また、類似事実証拠が証拠として許容されたとしても、実際の証拠調べ手続において、立証趣旨を逸脱した利用方法がなされた場合には、証拠調べに対す

る異議申立て等による証拠排除も検討されることとなろう。さらに、証拠調べ手続が適正になされたとしても、事実認定において立証趣旨を踏まえた適正な証拠利用がなされたことの事後的な確認手続も必要となろう。本論文は、このような日本法における手続問題に深入りしていないが、本論文による新たな許容性基準により類似事実証拠の利用を多く認めることになれば避けることのできない問題であり、本論文に残された課題である。

(3) 総合評価

本論文は、イギリス判例法の分析を中核として、類似事実証拠の許容性とこれを利用した推認過程の分析という事実認定の根本問題を比較法的に検討したものである。したがって、本論文に上記のような日本法の論文として固有に必要となるであろう点の検討が残されているとしても、それは本研究の延長線上の問題であり、本論文の価値をいささかも減じるものではない。よって、本論文は博士（法学）の学位に相当するといえる。

3. 結論

以上の審査の結果、後記の委員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2019年1月12日

審査員

主査 早稲田大学教授 中村 民雄（英米法）

副査 早稲田大学教授 小川 佳樹（刑事訴訟法）

早稲田大学教授 酒巻 匡（刑事訴訟法）

早稲田大学名誉教授 田口 守一（刑事訴訟法）

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めた
が、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するもの
ではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後
の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行等)	修正内容	
	修正前	修正後
12 頁注 41 の 1 行	<u>the</u> Prevention of Crimes Act	Prevention of Crimes Act <u>1871</u>
12 頁注 41 の 2 行	Larceny Act	Larceny Act <u>1916</u>
18 頁注 70	Character in the <u>criminal trial</u>	Character in the <u>Criminal Trial</u>
25 頁 8 行	<u>検察官</u>	<u>公訴局長官</u>
30 頁 5 行	<u>第 2 節</u>	<u>第 3 節</u>
43 頁 13 行、50 頁 8 行	第 7 章第 2 節(1)(a)参照	第 7 章第 2 節(1)(a)(<u>i</u>)参照
45 頁 21 行	第 7 章第 4 節(b)参照	第 7 章第 <u>3</u> 節(1)(b)参照
46 頁 1 行	第 7 章第 5 節(e)参照	第 7 章第 <u>4</u> 節(1)(e)参照
47 頁 24 行、52 頁 3 行	第 7 章第 4 節(1)(b)参照	第 7 章第 4 節(1)(b)(<u>ii</u>)参照
50 頁 25 行	場合 <u>と、</u>	場合、
51 頁 5 行	603	603 (<u>第 7 章第 6 節(1)(c)参照</u>)
58 頁 23 行	第 <u>3</u> 節(3)	第 <u>4</u> 節(3)
65 頁注 180 の 4 行	Booardman	Boardman
68 頁注 187	R v Makin	<i>R v Makin</i>
83 頁 1 行	判決	<u>控訴院判決</u>
86 頁注 206 の 3 行	節)	節(<u>2</u>)
101 頁 28 行	<u>第 7</u>	<u>第 6</u>
111 頁 18 行	<u>(第 6 節(1)(h))</u>	削除
112 頁 7 行	<u>となる</u>	<u>にもなる</u>
121 頁 19 行、122 頁 30 行 (2 箇所)、128 頁 23 行	<u>第 2</u>	<u>第二</u>
122 頁 27 行、128 頁 23 行	<u>第 1</u>	<u>第一</u>
139 頁・注 247	最 <u>一判</u> 平成 25 年 2 月 20 日	最 <u>一決</u> 平成 25 年 2 月 20 日
143 頁・18 行	まず、 <u>三審</u> 判決は、	まず、 <u>一審</u> 判決は、
144 頁・20 行、145 頁注 258 の 3 行 (2 箇所)	<u>1 審</u>	<u>一審</u>
146 頁・11 行	<u>審</u> 判決は、いずれの事件について、	<u>一審</u> 判決は、いずれの事件について、